三　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影の施設基準

(1)　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影に係る診療料を算定するための施設基準

イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。

ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　(1)のロに掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一定割合以上であること。

ロ　特定機能病院、がん診療の拠点となる病院又は高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であること。

四　ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影の施設基準

(1)　通則

当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　64列以上のマルチスライス型の機器によるＣＴ撮影及び3テスラ以上の機器によるＭＲＩ撮影に関する施設基準

イ　画像診断管理加算2の施設基準を満たしていること。

ロ　専従の診療放射線技師が一名以上配置されていること。

(3)　ＣＴ撮影の注8及びＭＲＩ撮影の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

(1)に掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一割以上であること。

五　冠動脈ＣＴ撮影加算、心臓ＭＲＩ撮影加算、乳房ＭＲＩ撮影加算、小児鎮静下ＭＲＩ撮影加算及び頭部ＭＲＩ撮影加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

(2)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(3)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の二　外傷全身ＣＴ加算の施設基準

(1)　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

(3)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(4)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の三　大腸ＣＴ撮影加算の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。

六　歯科画像診断管理加算1の施設基準

(1)　歯科点数表区分番号Ａ000に掲げる初診料の注2の届出を行った病院である保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

(3)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の二　歯科画像診断管理加算2の施設基準

(1)　歯科点数表区分番号Ａ000に掲げる初診料の注2の届出を行った病院である保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

(3)　当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）について、(2)に規定する歯科医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。

(4)　当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、(2)に規定する歯科医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治の歯科医師に報告されていること。

(5)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

七　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療に係るものに限る。）及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）の施設基準

(1)　送信側

離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　受信側

イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。

ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第七　投薬

一　処方料及び処方箋料に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤

抗不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用剤又はその他の中枢神経系用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、不安又は不眠症の効能又は効果を有し、医師による特別な医学管理を必要とするものであること。

一の二　処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算1及び特定疾患処方管理加算2に規定する疾患

(1)　医科点数表の処方料並びに処方箋料の特定疾患処方管理加算1及び特定疾患処方管理加算2に規定する疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

(2)　歯科点数表の処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算1及び特定疾患処方管理加算2に規定する疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第四に掲げる疾病

二　処方料及び処方箋料に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準

抗悪性腫瘍剤処方管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三　処方料の注8、薬剤の注4及び処方箋料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤

投与期間が三十日以上必要なものであること。

四　外来後発医薬品使用体制加算の施設基準

(1)　外来後発医薬品使用体制加算1の施設基準

イ　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第七条の二に規定する後発医薬品（以下単に「後発医薬品」という。）の使用を促進するための体制が整備されている診療所であること。